

2011年度貸借対照表

2012年6月30日現在

(単位:円)

科目	金額	
I 資産の部		
1. 流動資産		
現金預金		
現金	405,687	
普通預金	55,280,737	
定期預金	15,591,847	
棚卸資産	469,036	
未収金	1,979,871	
その他流動資産	280,245	
流動資産合計		74,007,423
2. 固定資産		
有形固定資産		
車両運搬具	547,720	
機器備品	312,483	
無形固定資産		
ソフトウェア	259,700	
電話加入権	84,424	
投資その他		
敷金	1,033,800	
基金拠出金	3,000,000	
固定資産合計		5,238,127
資産合計		79,245,550
II 負債の部		
流動負債		
未払金	8,152,895	
その他流動負債	15,056,921	
流動負債合計		23,209,816
負債合計		23,209,816
III 正味財産の部		
前期繰越正味財産	104,655,943	
当期正味財産増加額	▲ 48,620,209	
正味財産合計		56,035,734
負債および正味財産の合計		79,245,550

注記

1. 重要な会計方針

- (1) 商品の評価基準及び評価方法について
最終仕入原価法を採用しております。
- (2) 消費税等について
消費税及び地方消費税処理は税込方式によっております。
- (3) 資金の範囲について
資金の範囲には現金預金・未収金・その他流動資産・未払金・その他流動負債を含めております。
- (4) 固定資産の減価償却の方法
法人税法の規定に基づき、有形固定資産は定率法で、ソフトウェアは定額法で償却をしています。

2. 次期繰越収支差額の内容は次の通りです。

(単位:円)

科目	特定非営利活動に係る事業	計
現金預金	71,278,271	71,278,271
未収金等流動資産	2,260,116	2,260,116
計	73,538,387	73,538,387
未払金等流動負債	23,209,816	23,209,816
計	23,209,816	23,209,816
次期繰越収支差額	50,328,571	50,328,571

3. 2012年6月末現在のコピー機リース料の残高が200,970円となっております。

4 役員及びその近親者等との取引の内容

役員が代表を務める公益社団法人難民起業サポートファンドとの取引は次の通りです。

科目	財務諸表に計上された金額	左の内役員及び近親者等の取引
(財産目録・貸借対照表)		
基金拠出金	3,000,000	3,000,000

2011年度財産目録

2012年6月30日現在

(単位:円)

科目	金額	
I 資産の部		
1. 流動資産		
現金預金		
現金	405,687	
ゆうちょ銀行普通預金(東京貯金事務センター)	289,806	
ゆうちょ銀行定期預金(東京貯金事務センター)	2,010,089	
ゆうちょ銀行振替口座(東京貯金事務センター)	3,808,829	
みずほ銀行飯田橋支店普通預金	10,731,526	
みずほ銀行飯田橋支店普通預金	1,896,424	
みずほ銀行飯田橋支店普通預金	8,238,305	
みずほ銀行飯田橋支店普通預金	318,518	
みずほ銀行飯田橋支店定期預金	2,017,680	
三菱東京UFJ銀行四谷支店普通預金	594,142	
三菱東京UFJ銀行四谷支店普通預金	5,543,754	
三菱東京UFJ銀行三軒茶屋支店普通預金	284,947	
三菱東京UFJ銀行三軒茶屋支店普通預金	6	
三井住友銀行飯田橋支店普通預金	382,796	
三井住友銀行飯田橋支店普通預金	238	
三井住友銀行飯田橋支店定期預金	11,564,078	
東京東信用金庫四谷支店普通預金	1,400,901	
岩手銀行東京営業部普通預金	259,096	
ジャパンネット銀行すずめ支店普通預金	18,283,166	
ジャパンネット銀行すずめ支店普通預金	3,248,283	
棚卸資産		
商品(書籍・ポストカード等)	457,889	
貯蔵品(切手等)	11,147	
未収金(寄付等)等	1,979,871	
その他流動資産		
立替金(職員雇用保険料等)	264,203	
仮払金(仮払経費未精算分)	0	
前払費用(建物保険料)	16,042	
流動資産合計		74,007,423
2. 固定資産		
有形固定資産		
中古軽自動車(2011年6月14日取得)	1	
中古自動車(2011年8月31日取得)	67,441	
軽自動車(2011年10月28日取得)	480,277	
中古軽自動車(2011年12月26日取得)	1	
複合機(2010年8月5日取得)	232,477	
サーバー(2012年2月14日取得)	80,006	
無形固定資産		
ソフトウェア(2012年3月28日取得)	259,700	
電話加入権(1999年11月16日取得)	77,924	
電話加入権(2006年9月13日取得)	6,500	
投資その他		
敷金	1,033,800	
基金拠出金(難民起業サポートファンド)	3,000,000	
固定資産合計		5,238,127
資産合計		79,245,550
II 負債の部		
1. 流動負債		
未払金	8,152,895	
その他流動負債		
未払法人税等	70,000	
預り金(源泉所得税・住民税・社会保険料)	816,421	
前受金(受講料)	159,000	
前受助成金	14,011,500	
流動負債合計		
負債合計		23,209,816
III 正味財産の部		
前期繰越正味財産	104,655,943	
当期正味財産増加額	▲ 48,620,209	
正味財産合計		56,035,734
負債および正味財産の合計		79,245,550

固定資産は簿価にて計上しております。

2011年度 会計収支計算書

2011年7月1日から2012年6月30日まで

(単位:円)

科目	金額		
I 経常収入の部			
1 会費収入		876,000	
2 一般寄附金収入		17,826,536	
3 特定目的寄附金収入		29,370,184	
4 現物寄附収入		355,041	
5 活動収入		6,004,681	
6 補助金収入		5,908,250	
7 助成金収入		47,553,477	
8 活動委託金収入		13,095,454	
9 受取利息等		28,562	
当期収入合計			121,018,185
II 経常支出の部			
1 事業費		159,973,520	
支援事業			
(1) 難民、難民申請者への適切な情報提供と助言	30,525,491		
(2) 困窮している難民、難民申請者への緊急人道支援	17,611,314		
(3) 難民、難民申請者及びそのコミュニティへの自立支援	1,828,246		
(4) 国内外における災害発生時におけるプロテクションの分野を中心とした 渉外	73,304,781		
(5) 難民保護に関する調査、研究及び政策提言	15,882,339		
(6) 関連機関との難民保護及びプロテクションに関する経験交流と事業実施 における協力	5,871,446		
広報・マーケティング			
(8) 難民支援に関する機関紙の発行並びに講演会、報告会及び文化事業等 を通じての広報	14,949,903		
2 運営費		9,594,874	
3 法人税等		70,000	
経常支出合計			169,638,394
経常収支差額			▲ 48,620,209
III その他資金収入の部			1,812,701
減価償却控除額	1,812,701		
IV その他資金支出の部			2,144,004
棚卸資産購入支出	51,355		
固定資産購入支出	2,092,649		
当期収支差額			▲ 48,951,512
V 正味財産増加の部			2,144,004
棚卸資産増加額	51,355		
固定資産増加額	2,092,649		
VI 正味財産減少の部			50,764,213
当期収支差額	48,951,512		
減価償却費	1,812,701		
当期正味財産増加額			▲ 48,620,209
前期繰越正味財産額			104,655,943
期末正味財産額合計			56,035,734

独立監査人の監査報告書

平成24年8月27日

特定非営利活動法人 難民支援協会

代表理事 中村 義幸 殿

監査法人 エムエムピージー・エーマック

代表社員 公認会計士
業務執行社員

戎井重樹



当監査法人は、特定非営利活動法人難民支援協会の平成23年7月1日から平成24年6月30日までの2011年度の会計収支計算書、貸借対照表及び財産目録（以下「計算書類」という。）について監査を行った。

計算書類に対する理事者の責任

理事者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる特定非営利活動法人会計の基準に準拠して計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる特定非営利活動法人会計の基準に準拠して、当該計算書類に係る期間の収支、正味財産増減及び財産の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

特定非営利活動法人難民支援協会と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上